

国際日本文化研究センター名誉教授称号授与規則

平成 4 年 4 月 1 日 制 定
最終改正平成 1 7 年 9 月 2 2 日

(趣旨)

第 1 条 この規則は、人間文化研究機構名誉教授称号授与規程第 2 条及び第 4 条に基づき、国際日本文化研究センター名誉教授（以下「名誉教授」という。）の称号の授与に関して必要な事項を定める。

(資格)

第 2 条 名誉教授の称号は、次の各号のいずれかに該当し、国際日本文化研究センター（以下「センター」という。）を退職した者に対し選考のうえ授与する。

- (1) センターの教授として 1 5 年以上勤務し、学術上又は共同研究推進上特に功績のあった者
- (2) 前号の年数には達しないが、学術上又は共同研究推進上の功績が特に顕著であった者
- (3) センターの長として、特に功労のあった者

(勤務年数の通算)

第 3 条 次の各号に掲げる年数は、前条第 1 号の勤務年数に通算する。ただし、センターの教授として 5 年以上勤務した場合に限る。

- (1) センター以外の国内及び国外の大学又は研究機関（以下「大学等」という。）において教授（相当するものを含む。）として勤務した年数
- (2) センター又は大学等において准教授（相当するものを含む。）及び専任の講師（相当するものを含む。）として勤務した年数は、その 2 分の 1 の年数

(選考)

第 4 条 名誉教授の選考は、運営会議の議を経た後、所長が行う。

附 則

- 1 この規則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、既にセンターを退職している者に対する名誉教授の称号の授与は、その退職時において、この規則を適用したものとして施行日において実施する。

附 則

この規則は、平成 1 7 年 9 月 2 2 日から施行する。